平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

95

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業·農地

提案事項(事項名)

農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化

提案団体

埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。

具体的な支障事例

本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成 29 年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約 120 件(300 枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。

同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をするよう求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

農地耕作条件改善事業交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市

- 〇農地耕作条件改善事業交付金の H29 年度実績報告においては、契約書添付実績は 3 件 6 枚となっている。 本提案により、これらの事務負担の軽減につながるものである。
- 〇本県においては、左記の農地集積のための用地買収事業への農地耕作条件改善事業の適用例はないが、 国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調書などを添付することになり、業務量が他事業と比較し 多大となる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。
- 〇添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。

〇本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となった。

同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をするよう求める。

〇市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成 28 年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたのも頷けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負調書の添付で了解していただきたい。

各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。

各府省からの第1次回答

農地耕作条件改善事業の事業実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県では、換地を用いない手法により農地集積を図る低コストなほ場整備を実施しているが、事業実施に伴う 用地買収の契約件数が非常に多いことなどから、実績報告にあたり契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

実績報告への契約書の添付については、平成27年度の事業実施状況に基づき、補助金の適切な執行が行われているのかを確認する必要が生じたことから、平成28年度に「農地耕作条件改善事業交付金交付要綱」を改正し、現在まで運用を行っているものである。

要望を踏まえ、平成30年度事業の実績報告が遅滞なく行われ、補助金が適切に執行されていることを確認した上で、事務負担の軽減の観点から、実績報告への契約書の添付の省略が妥当と判断できれば、来年度以降の実施地区において、簡素化する方向で見直しを行う。

なお、平成30年度事業の実績報告から見直しを行うことについては、補助金の適切な執行に向けて、現状を踏まえて丁寧に検討する必要があること、また、事業実施年度途中で制度を見直すことは、現場において混乱や追加の事務負担を生じかねないことから、適切ではない。まずは、本年度事業の実績報告を含め、適切な執行に努めていただきたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(11)農地耕作条件改善事業交付金

農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。